

令和5年中に家屋を新築・増改築・取り壊しされたみなさんへお知らせ

家屋の固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。次のような場合は手続きが必要となります。

◆新築・増改築をしたとき

令和5年1月2日以降に新築・増改築された家屋は令和6年度から固定資産税・都市計画税の課税対象になります。課税のもととなる評価額を算出するため、家屋の構造、間取り、資材、建築設備などを確認する家屋調査を行います。

登記を完了された人から、順次連絡します。ご協力をお願いします。

◆取り壊したとき

登記されている家屋は法務局で滅失登記を行ってください。未登記の家屋は税務課 固定資産税第2係にご連絡ください。

※家屋を取り壊すと、土地の税額が変わる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

◆未登記家屋の所有者を変更するとき

売買や相続、譲渡などで所有者が変更になった場合は、税務課 固定資産税第2係へ届け出が必要となります。

◆建物の登記について

建物を新築や増築、取り壊した場合には不動産登記法により登記をしなければならないと定められています。登記の手続きについては、奈良地方方法務局登記部門(☎0742-23-5230)にお問い合わせください。

問合せ=税務課 固定資産税第2係(内線285)

児童手当の支払い

児童手当の令和5年10月分～令和6年1月分は、2月15日(木)に受給者の預金口座に振り込みます。16日(金)以降に入金を確認してください。

※次のときは、速やかに届をしてください。

- ①児童の数が増減したとき。
- ②振り込み口座の変更や解約したとき。
- ③名前や住所を変更したとき。
- ④受給者が公務員になったとき。
- ⑤3歳未満の児童がいる受給者の年金区分が変わったとき。

問合せ=子育て支援課 給付係(内線522)

まちづくりアイデアサポート事業推進委員募集

まちづくりアイデアサポート事業推進委員会の推進委員を新たに募集します。

公開プレゼンテーションや事業報告会における選考や各グループの活動見学など、市民活動の応援・サポートという役割を担うことができ、様々な形で市民活動を応援することができます。

募集人数=2人程度(多様な市民参画を推進するため、新任の人を優先します)

任期=2年

応募資格=18歳以上の市内在住・在勤・在学の人で、無報酬で参加できる人

アイデアサポート事業の申請団体の関係者、応募日現在で市が設置する審議会などの公募委員に委嘱されている人などは、応募できません(詳しくは、募集要項にて)

応募方法=2月5日(月)～16日(金)17時までに申請書と応募論文「市民活動についての私の意見」(400字程度)を企画政策課へ

応募用紙、募集要項は企画政策課にあります

市のホームページからもダウンロード可

※選考結果は、直接本人に通知します。また、提出いただいた応募用紙は返却しません。

問合せ=企画政策課(内線241・232)

まちづくりアイデアサポート事業とは…

まちづくり活動を「自主的なアイデア」に基づいて行なっている団体やグループに対して市がその活動費の一部を支援する仕組みです。

不燃物ごみ・有害ごみ専用袋の配布について

令和6年4月から1年間ご使用いただく不燃物ごみ・有害ごみ専用袋を、自治会等を通じて、1世帯につき1セットご家庭に配布します。

なお、専用袋が不要の場合には、外袋を開けずに、下記の窓口までご返却ください。

・清掃センター・環境政策課(市役所2階)・矢田支所・平和支所・治道支所・昭和支所・片桐支所・南部公民館・元気城下町プラザ(イオンモール大和郡山内)・元気城下町ぱらっと(アピタ大和郡山店内)

※自治会等に未加入で専用袋が必要な人も、上記の窓口にお越しください。

問合せ=清掃センター(☎53-3463)